

## 高知市上下水道局告示第 48 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項並びに高知市上下水道事業契約規程（昭和 47 年水道局規程第 2 号）により準用する高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 3 条及び第 23 条の規定に基づき、高知県外に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。）のうち、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に高知市上下水道局が発注する建設工事（同法第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に追加で参加（工事の種別の追加を含む。）する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等について次のとおり定める。

令和 6 年 12 月 1 日

高知市上下水道事業管理者 山本 三四年

入札参加資格、資格審査の申請の時期、方法等については、建設工事の一般競争（指名競争）入札参加者の資格等（令和 6 年高知市告示第 182 号）を準用する。